

芦屋市における地域リハビリテーション推進に関する連携協定書

芦屋市（以下「甲」という。）、芦屋市社会福祉協議会（以下「乙」という。）、学校法人兵庫医科大学（以下「丙」という。）及び学校法人甲南女子大学（以下「丁」という。）は、芦屋市における地域リハビリテーションの推進に向け、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、芦屋市における地域リハビリテーションの推進を目的として、甲、乙、丙及び丁は産官学連携のもと相互に連携し、それぞれの人的・知的資源を活用することにより、フレイル予防及び介護予防の充実並びに持続可能な地域支援体制の構築を図るとともに、地域リハビリテーションの視点から地域福祉の向上に寄与するものとする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める分野において相互に連携し、協力する。

- (1) 地域リハビリテーションの体制整備に関すること
- (2) フレイル予防及び介護予防事業の企画及び実施に関すること
- (3) 地域リハビリテーションに関する人材育成及び教育活動に関すること
- (4) 地域リハビリテーションに関する研究及びデータ分析に関すること
- (5) その他本協定の目的に資する事項

2 前項各号に定める連携事項に係る具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ、取組ごとに別途定める。

3 本協定の目的を達成するため、必要に応じて市内の事業者及びその他の団体等との連携を図るものとする。

4 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携事項をそれぞれの責任において誠実に遂行するものとする。

5 協定の相手方から提供を受けた情報等に不正確又は誤りがあった場合でも、互いに損害賠償を求められないものとする。ただし、故意又は重過失により相手方に損害を生ぜしめた場合を除く。

6 連携事業により生じた知的財産権の帰属については、その都度協議して定める。なお、研究成果の公表については、相手方の承諾を得たうえで行うものとする。

（役割）

第3条 甲は、本協定に基づく取組が市の施策と整合するよう必要な調整を行う。

2 乙は、芦屋市におけるリハビリ専門職ネットワークとの連携を基盤として、地域リハビリテーション推進における中核的な調整機能を担うとともに、リハビリ専門職の人材派遣及び事業実施に係る調整を行う。

3 丙及び丁は、専門的知見の提供、教育活動及び研究支援を通じて、本協定に基づく地域リハビリテーションの推進に協力する。

（協定の有効期間及び廃止）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれの当事者からも申出がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から1年間、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙、丙及び丁が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

(協定の見直し)

第5条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出た時は、その都度協議のうえ、変更を行うものとする。

(実施経費)

第6条 本協定の事業実施に係る経費の負担については、甲、乙、丙及び丁が協議して決定する。

(守秘義務等)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において相手方より知り得た機密情報について、第三者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

2 本協定の有効期間満了後も前項の規定は、効力を有するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の履行に際し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び各々の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書を4通作成し、署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年6月1日

甲 兵庫県芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長

丙 兵庫県西宮市武庫川町1番1号
学校法人兵庫医科大学
学長

乙 兵庫県芦屋市呉川町14番9号
芦屋市社会福祉協議会
会長

丁 兵庫県神戸市東灘区森北町6丁目2番23号
学校法人甲南女子学園 甲南女子大学
学長